

28 度新エネイノ第 0517003 号
平成 28 年 7 月 13 日

株式会社キノテック・ソーラーエナジー
代表取締役社長 母里 修司 殿

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 古川 一夫



交付決定通知書

平成 28 年 5 月 6 日付けで申請がありました課題設定型産業技術開発費助成金(平成 28 年度中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業)については、下記のとおり交付することに決定したので、助成金の交付規程に基づき通知します。

記

- 1 助成金の対象となる事業及び内容
平成 28 年 5 月 6 日付けをもって申請があったとおりとする。
- 2 助成事業の名称
(大項目)中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業
(中項目)電炉ダストを原料とする省エネ型高純度亜鉛製造プロセスの開発
- 3 助成事業期間 交付決定日 ～ 平成 29 年 12 月 28 日
- 4 交付決定額
助成事業に要する費用の額 金 140,015,000 円
助成対象費用の額 金 140,015,000 円
助成金の額 金 93,341,000 円
助成率 2/3 以内

なお、各年度の助成金の限度額は以下のとおりとする。

	助成事業に要する 費用(円)	助成対象費用 (円)	助成金 (円)
平成 28 年度	99,257,500	99,257,500	66,170,000
平成 29 年度	40,757,500	40,757,500	27,171,000

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成事業に要する費用の額、助成対象費用の額又は助成金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

- 5 助成事業に要する費用の額及び助成対象費用の額の配分並びにこれらに配分された費用の額に対応する助成金の額の区分は、別表のとおりとする。

- 6 助成金の額の確定は、交付決定された助成金の額と、実績報告書により費目ごとに配分された費用の実支出額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）の合計額とのいずれか低い額とする。

- 7 助成事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び当該助成金交付規程の定めるところに従わなければならない。
なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的助成・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
 - （1） 交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付。
 - （2） 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
 - （3） 相当の期間助成金の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - （4） 機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。
 - （5） 助成事業者等の名前及び不正の内容の公表。

- 8 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、当該助成金交付規程の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

- 9 なお、助成金を交付するにあたっての条件は、別紙のとおりとする。